

AM&T アジア・新興国 Legal Update 特別版

トルコ商法に基づく取締役および役員¹の責任²

本ニュースレターにおいては、トルコの最も一般的な2種類の会社である株式会社および有限会社において取締役および役員(「取締役等」)が負う責任について概説いたします。

株式会社は、株主、取締役会³、および必要に応じてさらに独立監査人⁴により構成されており、株主が任命した取締役会によって運営されている。取締役会は、第三者に対して株式会社を法律上代表する機関である。取締役に加え、経営権を委任された執行権限を有する役員が存在することもある。かかる役員は、取締役または第三者の中から選任することができる。かかる任命を受けた役員は、取締役会の監督⁵の下で会社のために決定を行い、代表権を付与された場合は、署名の権限をもってこれらの決定を実行することができる。

他方、有限会社は、執行役会および株主によって運営されており、1名以上の執行役で構成される執行役会を置かなければならない。会社の定款に別段の規定が置かれているかまたは反対の株主決議が採択されている場合を除き、株主全員が執行役とみなされ、共同で会社の経営および代表する権限を有し、義務を負う。経営および代表の権限は、株主決議に基づいて1名以上の株主または第三者に委任することができる。株式会社と同様、執行役は株主である必要はないが、少なくとも1名の株主が会社の代表および経営の権限を有していなければならない。

一. 取締役等の義務および責務

取締役会・取締役の基本的義務は、会社の経営および代表である。通常、取締役会は、法律により予定される規制および定款に記載された会社目的に従い、義務を負うが、かかる義務は、注意義務、忠実義務、会社との競業避止義務、会社との取引禁止義務、関連当事者との取引禁止義務、監査義務、監督義務、報告義務、秘密保持義務および不当表示防止義務、取締役会出席義務、ウェブサイトを開設する義務(ただし、会社が外部監査に服する場合に限る)を含む。

上記に加え、取締役会は、会社の正確な帳簿の備置責任を負い、総会開催、総会決議の実行、会社の会計(損益計算書、貸借対照表、年次報告書および利益配当案の提出)に関する義務、

¹本ニュースレターは Mehmet Gün & Partners の協力のもとに作成している。Mehmet Gün & Partners の概要につきましては、本ニュースレター末尾ご参照。

² 別途記載される場合を除き、株式会社の取締役等の義務および責任にかかる説明は、有限会社の取締役等についても該当する。「取締役」とは、株式会社の取締役会の構成員(および有限会社の執行役)を指す一方、「役員」とは、株式会社および有限会社の双方において、取締役会(または有限会社の執行役会)の構成員ではない業務執行役員(執行役)を指す。

³ 株式会社の取締役会が1名で構成される場合、取締役会の構成員は、法人または自然人のいずれでもよい。

⁴ 法律により一定の会社については外部監査制度(独立監査人)が採られている。

⁵ 取締役会による監督義務は、以下に詳説するとおり第三者に委任できない。

会社が解散または清算された場合の義務、一定の事項の登録・発表義務、社債にかかる義務その他会社の目的および法令に基づく義務を負う。

二. 取締役等の民事責任

原則として、株式会社の取締役等は、法律または会社の定款により課された義務および責任の故意または過失に起因する不履行について、会社、会社の株主および債権者に対して責任を負う。従って、会社法に基づき取締役等の責任が発生するための要件は、i)法律または定款に基づく義務の違反、ii)故意・過失ある行為、iii)違反に起因する損失または損害、iv)損失または損害と故意・過失ある行為との因果関係である。

法律または定款に基づく義務を(法律上可能な範囲で)委任した取締役等は、受任者である取締役等の「選任において相当の注意」を払わなかったことが証明された場合を除き、受任者である取締役等による行為および決定に対して責任を負わない。すなわち、かかる役員の選任において相当の注意を払わなかった取締役会の構成員は、損失をもたらした役員とともに第一次的責任を負う。

さらに、商法は、一定の責任規定を取り入れており、i)違法および誤った書類および通知の作成・署名、ii)出資の募集および払込みにおける不実表示、iii)会社の資本または設立の際に取得される資産もしくは事業の価値の誤評価、iv)関連する資本市場法⁶を遵守せずに、会社の設立または会社の増資を意図または約束して公衆から資金を募集すること等について、会社における役職とは関係なく、違反者に責任を負わせている。

1 株主代表訴訟

会社が被った損失については、(会社自らのみならず)各株主がこれを請求できる。この場合、株主は補償金の支払いを会社に対して支払うよう請求できるのみである。債権者による請求(債権者が会社に対して支払を請求する株主代表訴訟)は、会社が破産を宣告した場合に限定される。ただし、会社の債権者の権利が破産管財人によって請求されていないことを条件とする^{7, 8}。

2 株主、債権者および会社による個人的損失の請求

会社の債権者または株主(および場合により、例えば、「違法かつ誤った書類および通知」によって株主の肩書を失った第三者)は、個人的に被った損失についても義務違反のあった取締役等に対して請求できる。

3 会社による取締役に対する請求

原則として、取締役等は、別個の法人である会社による契約の締結または会社による作為もしくは不作為に対して個人的に責任を負わない。取締役等が、会社の機関としての能力の範囲内で行為している場合であって、取締役等自身の行為が不法行為を構成する場合に、会社は第三者に対して責任を負うこととなる。すなわち、不法行為を行った取締役が、会社の機関としての能力の範囲内でかつ職務遂行中に行なったものについて、会社は責任を負う。この場合、会社は該当する取締役等に対する求償権を有することとなる。上記に加え、第三者は不法行

⁶ トルコの資本市場法は、第37条でミューチュアル・ファンドの証券と引き換えに公衆から金員を徴収することを認めているが、これはトルコ商法における該当規則の例外である。

⁷ 債権者は、持株会社による子会社に対する支配権の濫用から生じた損失について訴える場合は、かかる制限に服さない。

⁸ 子会社の取締役等は、支配持株会社の指図に従った場合は、株主および会社に対する責任を免除されている。

為に関する一般規定に基づき、会社のみならず該当する取締役等に直接請求を行う権利を有する。

三. 商法に基づく取締役等の刑事責任

一般原則として、刑事責任は個人的なものであり、法人には、個人とは異なり、刑事制裁を科すことができない。しかし、幾つかの制裁規定は法人に適用することができる。原則として、商法に基づき定められる犯罪は、告訴を要することなく起訴できる。⁹

帳簿の保管または関連監査当局への提出を行わない場合、個人的責任として、4,000 トルコリラの過料または最低 300 日間の禁錮に相当する刑罰が課される。さらに、設立、資本の増減、吸収合併、スピノフ、種類の変更、債券の発行に関連する書類その他同様の書類において虚偽かつ誤解を招く内容を含む場合、これらの書類の作成、発行の担当者はこれらの書類から生じる損害に責任を負い、これらの書類の作成に参加したかまたは補助した者も、過失がある場合は責任を負う。かかる書類を作成した者が故意に商業帳簿に虚偽の記載を行った場合は責任を問われ、1年から3年の禁錮刑により罰せられる。さらに、現物出資について実際より高いかまたは誤った価値を決定した者は、かかる不適切な決定により被った損失に対して責任を負う。かかる責任を問われる条件として、欺罔行為は要件とされない。当該規則を遵守しない者は、最低 90 日間の禁錮に相当する刑罰をもって罰せられる。¹⁰

上記の商法に基づく刑事法の規定の例とは別に、取締役等はトルコ刑法の一般刑事責任規定により定められる制裁に服する。これらの責任および制裁について、以下各該当箇所において説明する。

四. 破産法に基づく責任

会社がその取締役等による経営の失敗に起因して破産した場合は、かかる会社の株主または債権者は、自らの損失について取締役等に責任を負わせることができる¹¹。経営および代表の責任を負う取締役等は、債権者が会社の破産を申請しなければならなかった場合に申請しなかった旨告訴した場合は、最長3月の禁錮刑をもって罰せられる。さらに、債権者の権利を侵害する¹²意図をもって会社の債務の全部または一部を返済しない取締役等は、債権者が告訴した場合は、通常6月から2年の禁錮刑、最長 5,000 日の禁錮刑をもって罰せられる。さらに、執行および破産に関する法律において過怠破産および詐欺破産が定義されており、同法においてトルコ刑法に基づく制裁が引用されている。過怠破産を引き起こした場合は、3月から1年の禁錮刑とされる一方、詐欺破産については4年から8年とされる。

五. 税・会計法に基づく責任

株式会社

(税負債の支払期限が到来した時に)代表権および(とりわけ税金の支払に関する)意思決定プロセスに対する影響力を有する取締役等は、かかる負債に対して個人的に責任を負う可能性がある

⁹ トルコ法の下では、一部の犯罪は告訴をもって起訴することができる一方で、申立てを要することなく検察官の裁量により起訴できる犯罪もある。

¹⁰ 上記の例示に加え、取締役等は、払込資本の不実表示、基準に従った帳簿管理ができないことに対する責任も負う。

¹¹ しかし、破産管財人によりかかる手続きが提起されないなら株主および債権者が自ら請求できるのみである場合に、このような場合の株主および会社の債権者の権利は破産管財人によって請求されるべきである。

¹² 例えば、会社の資産を売却すること。この規定を根拠として取締役等を罰するには、取締役等がどのような方法で意図的に会社による債権の回収を妨げたとしても会社が債権者に対する支払能力を有していなければならない、と控訴院が述べていることに留意すべきである。

る。会社の租税債務が会社の資産から回収できない場合は、税金問題に責任を負う取締役等がかかる会社の負債（適用利息、未払税に対する追徴税を含む。）に責任を負う。取締役等は、該当する納税額の支払によって個人的に被った損失について会社に求償でき、これらの規定は、海外在住の会社の取締役等にも適用される。結果として、株式会社の該当取締役等は、かかる不履行についての過失の有無にかかわらず責任を問われる可能性がある。

税法に基づく刑事責任に関しては、密輸を規制する租税手続法第 359 条に基づき、帳簿および記録の保管の責任を有する者が会社帳簿において不正な修正もしくは調整を行うかまたは架空の人物の名義で口座を開設した場合、18 か月から3年の禁錮刑が科されることに留意するべきである。

有限会社

公的債権の回収手続に関する法律は、有限会社の未返済公的負債に対して責任を負う者について特別な規定を定めている。これに従い、会社から回収できない公的債権については、有限会社の株主はかかる負債に対して出資割合に応じて直接責任を負う。しかし、国務院¹³は、税負債を会社自身から回収できない場合は、関連税務当局は、税金問題に責任を負う執行役にも責任を負わせるべきであるとの見解を有している。これに従い、これらの執行役から負債が回収できない場合に、会社の株主がかかる負債に対して出資割合に応じて責任を負う。

上記に加え、株式会社および有限会社は、環境法、知的財産法、雇用法および競争法に基づく責任を負う。

六. 取締役等または会社に対する最も頻度が多くかつ重大な請求

最も重大で頻度が多い請求を統計情報をもって示すのは、状況により大きく変動しうるため困難であるが、取締役等に対する請求は、しばしば通常の注意義務違反（経営判断の原則に従う。）および商法上の義務の違反に係る主張に基づいているといえる。

責任が（顕在化したまたは潜在的な）刑事責任および刑事訴訟に関わる場合、トルコの民事裁判所は通常、刑事訴訟で立証された事実に基づいて事実上拘束されることから、刑事訴訟の結果を待つ。これにより、民事責任の立証およびコスト増加の点から訴訟の長期化につながりうる。

また、資本市場関連法、税関連法および関税関連法等様々な法律への違反に係る行政手続に起因しても請求は頻繁に発生する。

七. 結論

2012 年7月1日に施行された商法は、透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスにかかる基準を採用し、国際的に承認された監査および報告の基準を導入して、コーポレート・ガバナンスにかかる基準について大幅な改革を行った。この目的に沿い、商法は会社の株主数、会社の資本要件ならびに取締役会および執行役会の構成員の数、責任の原則、監査制度の構造等に係る重要な改革を行った。

商法において、自己のコントロールの及ばない会社の商法・定款の違反または汚職行為について取締役等は責任を負わない旨の新たな規定を導入することにより、取締役等の責任に関し、これまでの重い注意・監督義務および責任から、取締役等の行為と発生した損失との間に相当因果

¹³ とりわけ税務訴訟に関する管轄権を有する上級裁判所

関係がない場合には、取締役を抽象的な注意・監督義務に基づく責任から保護するように変更することが企図されている。

商法は、当該新規規定において、各取締役は、状況および過失の程度に応じて、また、各個人に個人的に起因する範囲内でのみ責任が生じうる旨規定することにより、取締役等を保護することを企図している。同一損失に関して複数の個人が訴えられた場合、裁判官は各個人に関する過失の程度および実際の状況を考慮したうえで、各被告の責任の額を特定することとなる(ただし、各被告は連帯責任を負う。)。しかし、このような場合について裁判官が実際にどの程度までアプローチを変えるかは依然として不確定さは残り、今後の事例の集積が待たれる。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 山神 理
弁護士 龍野 滋幹

Mehmet Gün & Partners

事務所概要

Mehmet Gün & Partners 法律事務所(「Mehmet Gün」)は、1986年にトルコで設立され、現在はトルコを代表する法律事務所の一つである。イスタンブールを拠点とし、アンカラ及びイズミルにも事務所を有する。他地域の法律事務所との協力関係により、その他の地域もカバーしている。

Mehmet Gün は、国際的ランキングにおいて10年間以上にわたりトルコにおける法律事務所として上位にランキングされており、また、所属弁護士が各専門分野において推薦されている。所属弁護士全員が英語に堪能で、一部の弁護士はドイツ語、フランス語、ロシア語も堪能である。

執筆協力弁護士

Defne Mete

Mehmet Günには2011年入所後商業・コーポレート法部門に所属。専門は、M&A、コンプライアンス、反汚職、商業紛争および国内的・国際的要素を持つ仲裁。

Alişya Bengi Danışman

Mehmet Günには2007年入所後商業・コーポレート法部門に所属。専門は、保険・再保険にかかる法律問題、コーポレート・商業法、製造物責任、外国判決および仲裁判断の執行。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。

お問い合わせ等ございましたら、当事務所のトルコデスクである山神 理又は龍野 滋幹 (Turkey_desk@amt-law2.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

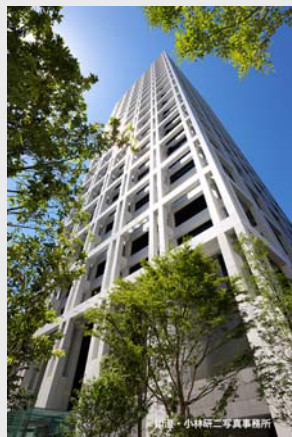
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、

Turkey_desk@amt-law2.com

までご連絡下さいますようお願い申し上げます。



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー22階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>